

(仮称) 箱根町住民自治基本条例

策定委員会だより 8

発行 箱根町企画観光部企画課

第8回 策定委員会開催

アンケート調査票を

発送しました

去る6月15日、(仮称)箱根町住民自治基本条例に関するアンケートの調査票を発送しました。

このアンケートは、自治基本条例を検討する中で、多く皆さんの声を反映するため、住民の中から2,000人を無作為に抽出し、実施しているものです。

第8回の委員会は、発送から3日後でしたが、既に調査票が返送されています。

なお、回収期限は6月30日となっていますが、皆さんの意見を伺いたいと考えていますので、「協力をお願いします」。

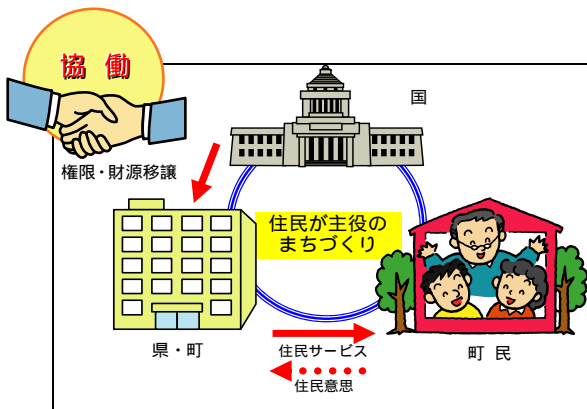
わかりやすい

リーフレットを作成

多くの皆さんに自治基本条例を知ってもらうことが重要という認識の中で、アンケートに先立ち自治基本条例をわかりやすく解説したリーフレットを作成し、アンケートに同封しました。

また、このリーフレットは、箱根町のホームページや企画課窓口に掲出していますので、ご覧ください。

箱根町は「住民主役」、「町民・行政・議会の協働」によるまちづくりを目指しています



条例の検討状況など

広報はこね に掲載

自治基本条例を検討する中で、施行後の運用を見据え、町民の皆さんへ周知と理解を図るため、広報はこね(平成19年6月号)に、策定委員会の検討状況などの記事を掲載しました。

今後も機会を捉えて、掲載していく計画です。

具体的な条例素案の
検討始まる

委員会では、今までの経過を踏まえ、約40項目について具体的な検討を開始しました。

主な検討の視点としては、次のとおりです。

条例にこの項目が必要か
条文を読んで、誰もが理解できるか

箱根町の条例としてふさわしいか…などです。

また、委員会では、条例独特の言い回しをせず、わかりやすく、実現可能な条例素案を創りあげたいと考えています。



次回策定委員会

告知

7月18日(水)
18時00分
分庁舎4階 会議室